

2021年度 第3回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2021年12月21日（火）18時30分～20時30分

町田市庁舎 2階 2-1会議室

【1】開会

【2】議事

- (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

【3】報告事項

- (1) 町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）2020年度実績についての意見
- (2) 町田市障がい者プラン21-26 重点施策一覧と2021年度目標値・進捗状況（7月時点）についての意見
- (3) ひかり療育園生活介護事業等運営事業者の選定について
- (4) 2020年度 町田市における障がい者虐待相談の状況について
- (5) 2020年度 町田市における障害者差別解消法に関する取り組み
- (6) 地域生活支援拠点について

【4】その他

【5】閉会

資料

- 資料1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて
- 資料2 町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）2020年度実績についての意見
- 資料3 町田市障がい者プラン21-26 重点施策一覧と2021年度目標値・進捗状況（7月時点）についての意見
- 資料4 ひかり療育園生活介護事業等運営事業者の選定について
- 資料5 町田市における障がい者虐待相談の状況について
- 資料6 町田市における障害者差別解消法に関する取り組み
- 資料7 地域生活支援拠点について

次回の協議会について

2021年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会
日程：2022年2月14日 18:30～

2021年度町田市地域精神保健福祉連絡協議会

【議題】2021－2022年度地域精神保健福祉連絡協議会専門部会における
協議テーマについて

- ・2020年度地域精神保健福祉連絡協議会にて、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、専門部会で協議することが異議なし多数により決定されました。
- ・2021-2022年度の2年間は、保健・医療を起点とした検討を行う保健所部会と福祉を起点とした検討を行う障がい福祉部会の2つの専門部会を設置し、互いに連携しながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する協議を進めていきたいと考えています。

町田市の精神保健福祉に関する協議の場

町田市地域精神保健福祉連絡協議会

協議事項について検討・進捗を確認



取組みを報告

町田市地域精神保健福祉連絡協議会
専門部会 保健所部会

保健・医療を起点とした基盤整備の検討

【協議テーマ】

精神症状の急性増悪等により
危機的な状況に陥った患者の受診支援
-精神障がい者を地域で支える体制づくり-

町田市地域精神保健福祉連絡協議会
専門部会 障がい福祉部会

福祉を起点とした基盤整備の検討

【協議テーマ】

精神科病院長期入院者の
地域移行推進に向けた支援体制について

医療機関
訪問看護
事業所

参加機関

保健所
庁内関連部署

連携

保健所
事業所
医療機関
訪問看護
障がい福祉課

テーマ 精神科病院長期入院者の地域移行推進に向けた支援体制について

「地域移行支援」とは

障害者支援施設及び精神科病院に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用のサポートなど地域生活へ移行するための支援。

現状

- 精神病床の入院患者は約28万人。
1年以上の入院患者が約17万人、うち5年以上の入院患者は約9万人。
1年以上の長期入院患者が全体の半数以上を占めている。（2017年）
- 精神病床からの退院後の行先は、入院期間が1年未満の方は「家庭」が半数以上を占める。
1年以上入院していた方の退院先は「他の病院・診療所に入院」が最も高い割合を占める。



（精神保健福祉資料より）

- 町田市民で精神科病院に入院している患者は707人。
うち1年以上入院している患者は389人。（2019年6月30日時点）
- 町田市内の地域移行支援の事業所は4か所。

（2017年）

（厚生労働省患者調査より）

（ReMHRADより）

地域移行を進めていくために課題として考えられること

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ・患者 | ・家族 |
| 長期入院により、退院、地域生活についてイメージができない。 | 患者が退院することに不安がある、受け入れができない。 |
| ・精神科病院 | ・地域の支援機関 |
| 地域移行について認識の差がある。 | 退院後の受け入れ体制が不十分。
社会資源が少ない。 |

- 精神科病院入院患者が、退院し、地域で安心して自分らしく生活できるための支援体制が必要。
- ・長期入院している患者が安心して退院し、地域の人・支援機関・家族のサポートを受けながら自分らしく生活できるよう、関係機関で連携していく。



専門部会にて協議していきたい

精神科病院長期入院者の地域移行推進に向けた支援体制について ～精神科病院入院患者が退院し、地域で安心して自分らしく生活できる支援とは～

「地域移行支援」とは

障害者支援施設及び精神科病院に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用のサポートなど地域生活へ移行するための支援。

町田市の地域移行支援の給付状況

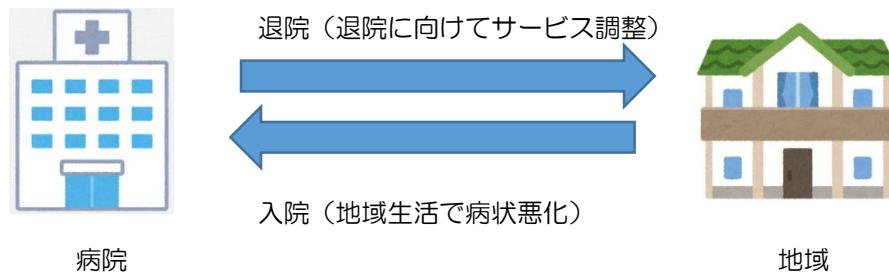
年度	2016	2017	2018	2019	2020
利用者数	5	3	5	4	2

地域移行支援の給付は年間数件の状況が続いている。

地域移行支援の給付件数は少ないが、

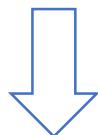
- 病院からグループホームに連絡をとり、体験を経て入居
- 病院から障がい者支援センターに連絡し、ヘルパーを導入等退院支援は行われている。

現在の状況



病院、地域、それぞれの機関が対象者の支援に取り組んでいるが、連携しての支援ができるか。

対象者の状態に合わせて、退院後地域で生活していくためにどのような支援、サービスが必要か、関係機関で一緒に考えていくことが必要。



- ・各機関の地域移行についての現状、困っていること
 - ・他の地域の取り組み
- 関係機関で情報共有をしていきたい。

町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)2020年度実績についての意見(障がい者施策推進協議会)

障がい者施策推進協議会

NO	資料	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
1	2-① 2020年度までに達成をめざす成果目標	3-3 地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備	障がい福祉課	成果目標では「2020年度末までに地域生活支援拠点等の整備完了」となっているが、実際には整備完了していない。評価は「〇」ではないのではないか。	(障がい福祉課) 障がい福祉課としては「相談体制、緊急時の受け入れ、グループホーム体験の機会の場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」の5つの機能について面的整備ができているという認識であったため総括として〇にしていた。しかし、後に、東京都からの確認の調査のなかで、加算の体制など不充分なところあったことが判明したという状況である。 (堤委員) 今年度、拠点整備については東京都に認められるような方向性で具体的に整備していきたいと考えている。
2	2-② 障害福祉サービスの状況	地域生活支援事業	日中一時支援	障がい福祉課	日中一時支援について、2015年からずっと検討となっている。この6年で検討の状況が進んでいるのか教えてほしい。	(障がい福祉課) 率直に言えば進んでいないような状況である。 (小野委員) 計画部会としては、日中一時支援の具体化を求めてきているものの、町田市では、日中一時支援は実施できていない現状である。 要因としては、地域生活支援事業の財源が市町村財源であるから、市としては踏み切れない実情があるという理解である。 (石渡会長) ニーズはあるということなので、今後の課題として第6期に検討を進めてほしいと思う。
3	2-③ サービス提供体制確保のための方策の主要な実施状況	障害福祉サービス	同行援護	障がい福祉課	同行援護の「当事者団体との懇談会」とは、どのような団体とどうやり取りをし、どういった結論になったかを教えてほしい。	(障がい福祉課) 視覚障がい者協会と障がい福祉課で例年行っている懇談会のことである。社会福祉協議会も参加し、平素のヘルパー利用についてや、協会の方からの質問や要望に対し情報共有や意見交換を行っている。 内容について、例年ある議題としては、同行援護の利用時間数や日常生活用具の要望などをお受けしている。 (社会福祉協議会 馬場委員) ガイドヘルパーステーションの実施事業者として、障がい福祉課の説明にあったように、視覚障がい者協会、障がい福祉課、社協の3者で行っている。具体的な例としては、依頼したものがどの程度実行できているかという質問など。回答としては、ほぼ100%に近い形で対応はしているというお答えをしている。
4	2-④ 参考資料	No1 障害者手帳持者数および自立支援・難病等の状況について	精神障害者手帳 難病関連	障がい福祉課	精神障害者手帳・難病の状況について。自立支援医療の利用者が2019年度から2020年度にかけて半減している。また、人工透析の更新数が800人台から2人になっており、難病の更新も半数以下になっている。どのような理由か。	(障がい福祉課) 自立支援医療については、國の方針でコロナの感染拡大防止のため手続き不要で自動延長になった。そのため、手続きをした人の人数ということでは半数になっている。人工透析と難病についても、自立支援と同じく自動延長になったので申請する必要がなかったためこの人数になっている。前年に比べ所得が下がった方については、自己負担額に変更があるため申請をいただいている。

後日意見1	2-⑤ 事業計画振り返り各部会からの意見 (2-① 2020年度までに達成をめざす成果目標)	3-4 福祉施設から一般就労への移行	職場実習などを通じた雇用の拡大	障がい福祉課・職員課	<p>(意見10, 11に対する市の回答について。) 市の障がい者枠の採用について、身体・知的で特に試験問題の内容や合格ラインに差を設けていないという回答でしたが、試験問題を見ていないためなんとも言えませんが、内容によっては合理的配慮の不足と言うことにならないでしょうか？ たとえば、知的障害者の場合は、試験問題の表現をわかりやすくするとか、ルビを振るとか行った配慮もないのですか？</p> <p>40年ほど前に、大学の入試で手の不自由な障がい者の電動タイプライターのもちこみや受検時間の延長などの希望を、「受験生への平等の観点」から、という理由で断っている事例を複数知っています。 現代で考えれば、明らかな合理的配慮の不足だと思います。</p> <p>知的障害者の採用入試についても、身体障害者と区別していないというのは、合理的配慮が欠けている面があるのではないか不安ですが、その辺はどのようにお考えでしょうか？</p> <p>国の合理的配慮指針では、募集及び採用における配慮について、「障がい者からの申出により当該障がい者の障がいの特性に配慮した必要な措置を講ずる」とされています。 具体的な措置について、東京労働局に確認したところ、現行の正規職員の募集においては、本人の申出に対し可能な措置を講じることとした上で、同じ試験問題を使用することや、身体障がい者等と区別しないことについては、合理的配慮の不足にあたらぬとのことです。 今後も、町田市職員の採用試験においては、国の合理的配慮指針に従い、作文試験でのパソコン使用や面接試験における筆談対応など、本人からの申出に対し、可能な限りの配慮をしていきます。</p>
-------	---	--------------------	-----------------	------------	---

**町田市障がい者プラン21-26 重点施策一覧と2021年度目標値・
進捗状況（7月時点）についての意見**

障がい者施策推進協議会

NO	ページ	分野	重点番号	事業名	意見の内容	意見に対する回答
1	P25	2 暮らすこと	5	重い障がいのある人が利用できるグループホームのあり方の検討	重度のグループホームのあり方検討・日中活動の方策のあり方等、検討中の事業については、その検討状況・進捗状況をその都度知りさせてほしい。	ご意見としてうかがいます。
2	P33	3 日中活動・働くこと	7	障がいがある人の就労に関する実態調査	ワーキンググループで調査項目の検討をすることだが、調査項目の案が出来たら、計画部会にもいただきたい。	ご意見としてうかがいます。
3	P33	3 日中活動・働くこと	8	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	昨年度、町田市主催で就労移行と委託事業を中心とした連絡会議を開催して、定着支援における引き継ぎシートというものを作成し、その意見交換をした。就労支援においては、定着支援が大きな課題となっており、給付事業の定着支援事業と委託事業における定着支援事業の機能と役割を整理することが重要としてこのシートを作成した。今後はシートをどう活用して連携を深めていくのかというのが、一つ大きなテーマになると思っている。	今後についても、引き続き会議の経過を報告してまいります。
4	P33	3 日中活動・働くこと	8	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	町田市においては、相談のセンター的な役割は障がい者支援センター、地域活動支援センターであるまちプラ、就労系ではLet's、りんく、らいむがある。それぞれの機能、役割を整理していく必要があると考えており、連携を深めていくためには、お互いがどういう事業をしていて、どういう内容を行っているのか把握し、また、市民にも適正に伝えていくことも求められると思う。しかし、まだそこに至れていないのが現状である。ぜひ取り組んでいければと思っている。	今後についても、引き続き会議の経過を報告してまいります。
5	P52	7 情報アクセシビリティのこと	13	手話通訳の普及促進	手話通訳の設置要請の範囲を広げて実施することについて、今の進捗状況の具体的な中身を教えてほしい。	要望が非常に多いのは、習い事、カルチャーセンター等。1回完結の講演会等については派遣をしているが、長期間にわたるものは通訳者の確保ができずお断りしているような現状があるため、広げていきたいとは考えています。
6	P63	9 差別をなくすこと・権利を守ること	17	障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	差別解消の条例制定について、協議会や各部会のどこで、どうやって検討するのか教えてほしい。	今年度は情報収集を行うということで計画に掲げています。また、障がい者プランの上位計画である地域福祉計画（仮称）町田市ホッとプランの策定作業を行っていますが、差別の解消の関係のことを計画に位置付けていきたく、庁内のなかで推進をしている状況です。 今後のスケジュールについては、そういう計画の中に位置づけながら、来年度、どんな検討体制でやるかといったことについても検討していきたいと思います。
7	P50, P65	7 情報アクセシビリティのこと、 10 行政サービスのこと	-	-	重点には直接関係しないが、情報アクセシビリティ、行政サービスに関連して。公の施設では、基本的には音声での「ここは〇〇センターです」といった案内の設備があるけれども、南市民センターなどでは、それが機能していないようである。 設備はあって壊れているのか、もしくは設備がないのか不明だが、職員もあまり仕組みを理解していないように思える。 そういうものがきちんと機能するように行政職員も把握しておく必要があると思うが、そういうところが進んでいないのではないか。	南市民センターに確認したところ、音声案内は設置されていないとのことでした。 音声案内が設置されているのは忠生、鶴川、なるせ駅前、堺市民センターです。 未設置のセンターについても、将来、建て替えが発生する場合には當緒課に音声案内の設置を要望していくとのことです。

ひかり療育園生活介護事業等運営事業者の選定について

ひかり療育園の運営体制を 2022 年 4 月から移行することに先立ち、生活介護事業を移譲する相手方となる民間事業者を、公募型プロポーザル方式により選定しましたので、報告いたします。

1. プロポーザルの実施経過

募集要項公表(公募開始)	2021 年 8 月 6 日
施設見学・説明会	2021 年 8 月 16~20 日 ←2 者参加
参加申請書受付締切	2021 年 8 月 23 日 ←2 者申請
質疑回答	2021 年 9 月 9 日
応募書類締切	2021 年 9 月 22 日 ←1 者提出
一次審査(資格審査)	2021 年 9 月 27~30 日
二次審査(プレゼン・ヒアリング)	2021 年 10 月 19 日

2. 選定した事業者

法人名	社会福祉法人 まちだ育成会
代表者	理事長 齊藤 喬
所在地	東京都町田市山崎町 1214 番地 1



同法人運営施設
生活介護施設かがやき(ダリア園)

3. 今後の予定

年月	予定
2021 年 10 月 29 日	事業者結果通知、選定結果公表
11 月	事業者との調整、仮契約・協定等締結
12 月	市議会議案上程(条例の廃止等)
2022 年 1 月	本契約締結、事業者引継ぎ開始(3 月末まで)
4 月	運営体制移行

～ 2020 年度 町田市における障がい者虐待相談の状況について～

(2020年4月1日～2021年3月31日)

虐待通報を受けた件数 16 件 うち虐待として認定した件数 8 件

※参考 2019年度：通報21件のうち虐待認定2件
2018年度：通報32件のうち虐待認定12件

＜虐待の種別・種類等＞

□ 虐待の種別

	通報全体	虐待認定
養護者からの虐待	9	5
施設従事者からの虐待	6	3
使用者からの虐待	1	0
計	16	8

□ 虐待の種類（重複あり）

	通報全体	虐待認定
身体的虐待	9	5
心理的虐待	11	7
性的虐待	0	0
放棄・放任	2	1
経済的虐待	2	1

□ 被虐待者の障がい種別（重複あり）

	通報全体	虐待認定
身体障がい	2	1
知的障がい	9	6
精神障がい	5	2
発達障がい	0	0

□ 通報手段

	通報全体	虐待認定
電話	11	6
窓口	3	2
文書	2	0
計	16	7

＜虐待として認定された 8 件の被虐待者の状況＞

年齢	性別		障がい種別 (重複あり)				障害支援区分				虐待の 種別		虐待の種類				通報 手段						
	男	女	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	軽 ⇒ 重				区分なし	養護者	施設従事者	使用者	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	放棄・放置	経済的虐待				
							1	2	3	4													
20代	○		○					○				○			○	○			妹	電話			
20代		○		○								○	○		○				医療機関	電話			
20代	○		○	○						○		○		○					施設従事者	電話			
20代		○	○									○	○		○				就労・生活支援センター	電話			
20代	○		○									○	○		○		○	○	本人	窓口			
30・40代	○		○						○	○		○		○	○				法人事務局	窓口			
50代	○		○							○		○		○	○				施設従事者	電話			
60代	○			○								○	○		○	○			高齢者支援センター	電話			
-	6	2	1	6	2	0	0	0	1	1	0	3	4	5	3	0	5	7	0	1	1	-	-

＜通報内容と対応（概要）＞

① 母から叩く、小突く、引っ搔く、髪を引っ張るなどの身体的虐待

→母によって自宅から追い出された被虐待者が病院に助けを求め、そのまま入院し、病院からの通報により虐待事案として対応。被虐待者及び父に対し聞き取り調査を実施。虐待者である母の障害に対しての理解不足と、被虐待者の強迫性障害による感情の不安定さが原因ではあるが、行為自体は虐待と認定。被虐待者は退院後、自宅に戻り、就労継続支援B型の利用を始めることで日中母と離れる時間を取りこととなる。

② 施設職員から帽子を奪われ、2~3M投げて取りに行かされる心理的虐待

→被虐待者の入所先である障害者支援施設の施設長から、当施設職員が被虐待者に対して虐待を行っていた事実が判明したとの通報を受け、虐待事案として対応。虐待者とされる施設職員及び施設長に対し聞き取り調査を実施。虐待者とされる施設職員から「遊び感覚でやっていた」との発言があり、虐待に関する知識不足によるもので、行為自体は心理的虐待と認定。施設職員への研修等により虐待に関する認識を深めるといった再発防止策が講じられた。

③ 父から自宅に追い出されるなどの身体的虐待と暴言による心理的虐待

→弟との喧嘩をきっかけに自宅から締め出された被虐待者が近くの高齢者施設に助けを求め、施設からの通報により虐待事案として対応。被虐待者である本人と虐待者とされる父に対し聞き取り調査を実施。日頃、虐待者から被虐待者に対して暴言などがあったことが判明。虐待者としては、被虐待者が仕事に就かず、家にお金を入れないことが不満であると訴えており、知的障害に対しての理解不足が見受けられたが、行為自体は虐待と認定。被虐待者は家を出る為に生活保護を申請。その後仕事が見つかり、職場の寮に住むことになった為、家族から離れて単身生活を送ることとなる。

＜虐待防止に関する普及啓発・調査・協議会等＞

□2020年度

- ・町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会開催（2020年11月（書面会議））
- ・指導監査課実地指導において「虐待の防止等の為の必要な体制の整備」を改善事項として指摘（放課後等デイサービス4カ所、就労移行支援2箇所）⇒ 改善報告書により改善確認済み

□2021年度

- ・町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会開催（2021年8月（書面会議）、12月（予定））
- ・就労継続支援B型作業所にて、虐待に関する研修を障がい福祉課で実施（2021年8月）

町田市における障害者差別解消法に関する取り組み 【差別相談について(2020年度報告)】

① 相談内容と障がいの種別

相談内容	相談の主訴				障がい種別						
					身体			知的障害	精神・発達障害	難病	不明その他
	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	その他	計	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由				
市職員の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間事業所の対応	5	1	0	6	0	3	1	0	2	0	0
											6

② 相談者の分類

当事者	当事者の関係者	行政機関等	民間事業者	第三者	不明その他	計
5	1	0	0	0	0	6

③ 事業種別

区分	行政機関等	教育	雇用・就業	交通	医療・福祉	サービス(飲食等)	不動産	その他	計
不当な差別的取り扱い	1	0	0	3	0	1	0	0	5
合理的配慮の不提供	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 初回相談の経路

区分	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	精神・発達	難病	その他不明	計
電話	0	0	0	0	0	0	0	0
窓口	0	1	1	0	1	0	0	3
メール	0	0	0	0	1	0	0	1
FAX	0	2	0	0	0	0	0	2

⑤ 相談要旨とその対応

- 1【聴覚障害】筆談にて都営住宅更新の書類を作成していたが、時間が長くかかったこともあって、対応した職員が不機嫌な様子で態度も悪かった。当事者としては気分を悪くしたので、障害者差別解消法を知らないのであれば、市からも周知してほしい。
- 市から東京都住宅供給公社お客様センターに連絡し、障害者差別解消法の内容を説明した。また、障がいのある方は手続きに時間がかかることがあるので、丁寧な対応をするよう依頼した。
- 2【聴覚障害】数か月前になるが、理容店に入店した際に、利用を断られたことがあった。断られたのはこの店を3回目に入店した際であって、それまでの2回は問題なく散髪してもらった。どんな理由で断られたのかわからぬので困った。
- 市から理容店に事実確認したところ、障がいを理由に入店拒否はしないとのこと。かなり前のことなので、相談者のことは記憶はないが、入店時に断るとしたら、既に予約が入っている場合が考えられる。そのことが上手く伝わらず誤解されたのでは。要望があれば筆談などにも対応しているとの回答であった。
- 3【聴覚障害】バス乗車中、降車場所を筆談で尋ねたところ、運転手は口頭のみで回答したため、内容がわからなかった。バス会社には障がい理解を深めるよう改善を求める。また、バス内に筆談器を設置してほしい。
- 市からバス会社の運行管理者へ連絡し、障害者差別解消法の内容を説明した。バス会社からは全てのバスに筆談器を設置する予定は現状無いが、運転手への接遇対応の改善と、障がい理解の啓発を行うとの回答があった。
- 4【精神障害】バス降車時に手帳を提示したところ、運転手が「ありがとうございました」と他の乗客には挨拶していたのに、自分には無かった。自分の後ろの乗客にも挨拶をしていたので、障がい者差別だと感じた。こういった経験が数回あるので、バス会社に注意してほしい。
- 市からバス会社の運行管理者へ連絡し、相談者からの要望と、運転手に対する障害者差別解消法の周知を依頼しました。
- 5【精神障害】娘が路線バス降車時に手帳を提示したところ、運転手から「障がい者はバスに乗らないでほしい」と言われたとのこと。このようなことが二度ないようバス会社に注意してほしい。
- 市からバス会社の運行管理者へ連絡し、再発防止のため、障害者差別解消法の周知徹底を依頼しました。なお、相談者からは同じ主訴の手紙がバス会社にも届いており、相談者へは後日文書にて対応すること。
- 6【肢体不自由】車いすで大学のスクールバスに乗る際に、希望のバス停ではない一つ先の乗降場所を指定される。大学へは改善を要望しているが、市からも大学に指導してほしい。(2020年度以前からの継続事案。相談者は既に大学を卒業しているが、同窓会などでスクールバスを利用することがある。)
- 市から大学に連絡し、対応状況の確認と相談者の主訴を改めて伝えた。大学からは駅ロータリー内の長時間停車が難しいことなどを理由に、要望に沿った運行は現状難しいとのこと。障害者差別解消法の理解と、相談者への建設的対応をするように依頼した。

町田市における障害者差別解消法に関する取り組み 【障がい理解の普及啓発・理解促進について(2020年度報告)】

11月16日-12月9日

【新規】障害者週間に併せて、障がい理解の普及啓発と啓発効果を高めるため、ホームページのトップ画面にバナーを掲載してPRしました。
また、市庁舎前に懸垂幕を掲示してPRしました。



ホームページのバナー



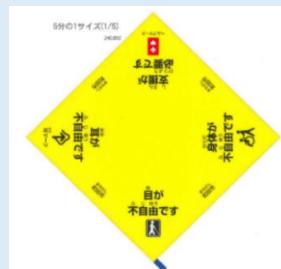
市庁舎前の懸垂幕

11月24日

市職員を対象とした高齢者、障がい者との接し方研修を実施しました。

12月4日-12月10日

人権週間に併せ、市庁舎1階イベントスペースにて、
障がい者差別の解消と災害支援に関する
パネルを展示しました。



災害時等障がい者支援バンダナ

12月15日-12月24日

【新規】みんな笑顔の展覧会
(障がいがある人の作品を展示)を
市庁舎1階イベントスタジオにて
開催しました。



展覧会の様子

12月10日-1月13日

町田市中央図書館で障がいに関連した
書籍の特設コーナーを設置しました。
(障害者差別解消法や災害時等障がい者支援
バンダナのリーフレットも設置しました。)



図書館
特設コーナー

2月~

【新規】障害者差別解消法に基づく町田市での
案内リーフレットの配布を始めました。
(障がい者団体や特別支援学校等にも配布しました。
市のホームページにPDFデータを掲載しています。)

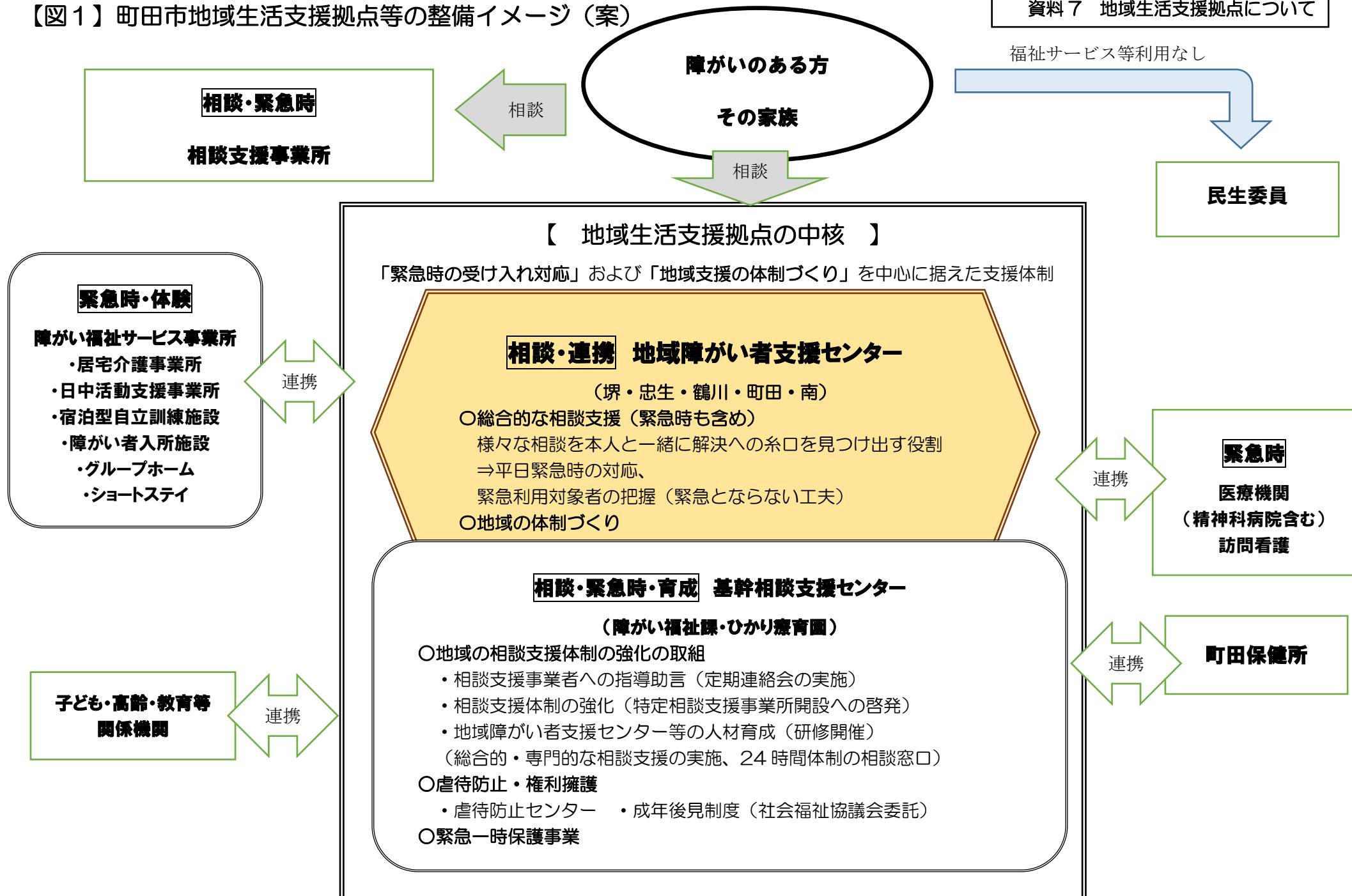


表面

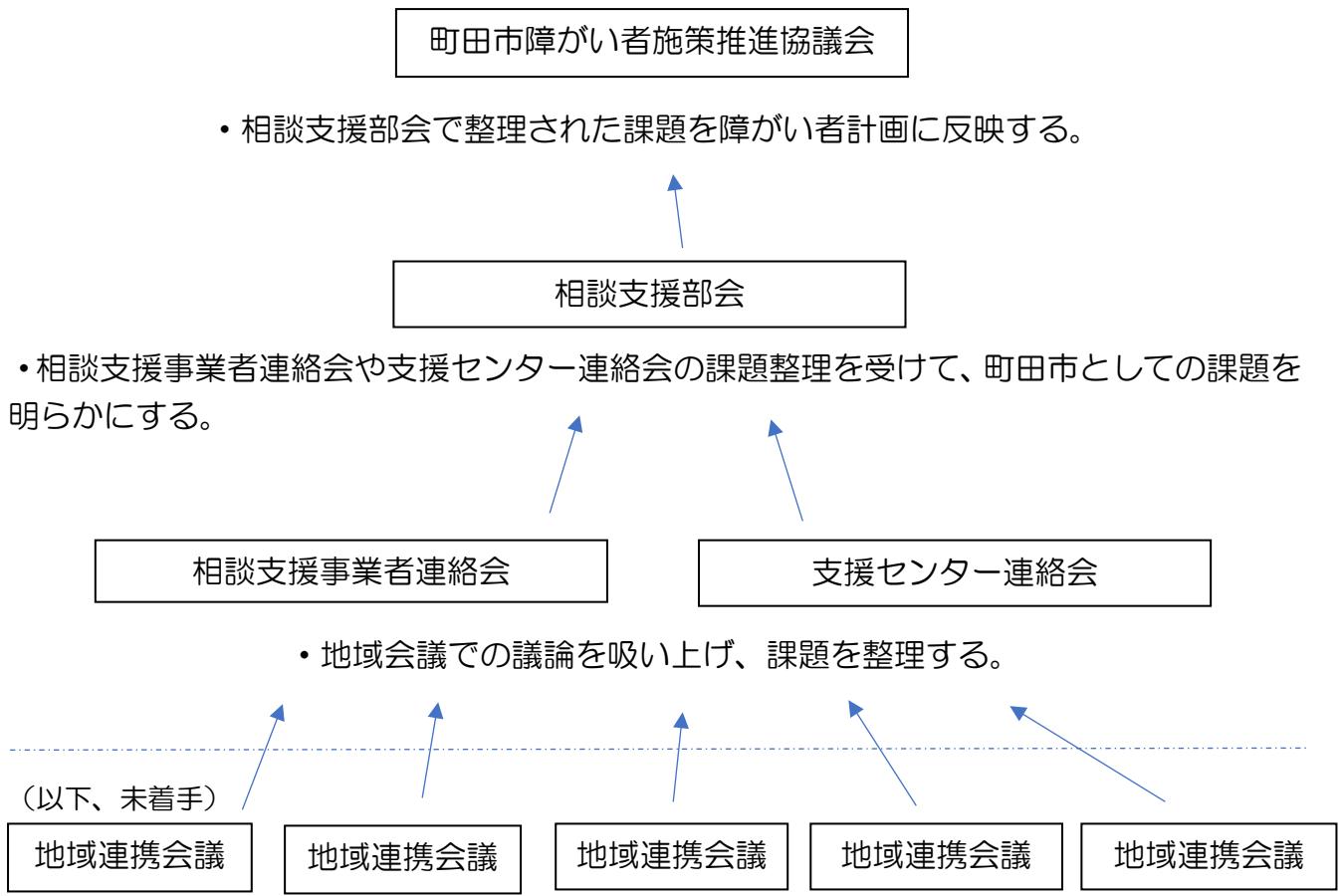
裏面

【図1】町田市地域生活支援拠点等の整備イメージ（案）

資料7 地域生活支援拠点について



相談支援体制のイメージ



※地域障がい者支援センターを核に、地域の事業者や民生委員など関係者が集まり、個別のケースをもちより、地域の課題を洗い出す。

支援センター仕様書

第4 委託業務の内容

乙は、次に定める業務を行うものとし、個別の業務については別に定める。

- (1) 障がい等全般に係る相談支援業務
 - (2) 関係機関等とのネットワーク構築業務（地域生活支援拠点機能としての地域の体制作り）
- ア 障害福祉サービス分野における関係構築
- イ 地域の状況に応じた関係機関及び他の相談支援機関との連携

町田市障がい者施策推進協議会委員名簿 (2021年12月)

	所属	役職	氏名
会長	東洋英和女学院大学	名誉教授	石渡 和実
職務代理	元名社会福祉士事務所	所長	井上 光晴
委員	学校法人 法政大学	現代福祉学部 教授	佐藤 薫美
委員	学校法人 桜美林学園	健康福祉学群 准教授	谷内 孝行
委員	町田市医師会	理事	中川 種栄
委員	町田市歯科医師会	副会長	松崎 重憲
委員	まちされん	会長	小野 浩
委員	町田市社会福祉法人施設等連絡会	代表	森 公男
委員	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	常務理事	馬場 昭乃
委員	南地域障がい者支援センター	センター長	藤谷 修平
委員	町田市障がい者 就労・生活支援センター Let's	就労支援員	青山 信幸
委員	町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会	理事長	堤 愛子
委員	町田市身体障害者福祉協会	会長	風間 博明
委員	町田市聴覚障害者協会	会計	浅野 直樹
委員	町田市障がい児・者「親の会」連絡会	会長	赤松 正美
委員	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会	副会長理事	坂本 宣宏
委員	町田市民生委員児童委員協議会	代表会長	町野 真里子
委員	町田商工会議所	事務局長 兼 企業支援部 部長	鈴木 悟
委員	東京都立町田の丘学園	主幹教諭	森山 知也
委員	町田公共職業安定所	所長	降幡 勇一

障がい者プラン21-26進捗確認のスケジュールについて

	2021											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会			第1回 6/28			第2回 9/29 ・7月時点の 進捗報告と 意見募集	事務局:意見を 各課にフィード バック		第3回 12/21 ・意見に対 する回答報 告		第4回 12月時点の 進捗報告	
計画部会			第1回 6/1	事務局: 7月時点での進捗 を各課に照会	第2回 ・部会にて7 月時点の進 捗報告と意 見募集	事務局: 12月末時点で の進捗見込み &3月までの 予定を各課に 照会		郵送で部会 委員に情報 提供		事務局: 質問等があれ ば各課に返して 個別対応		